



社会的養護のもとで暮らす子どもへの支援の推進

- 社会的養護のもとで暮らす小学生の学習塾や文化、スポーツ等の習い事の利用を支援することにより、学力の取戻しや自己肯定感の育成等を図る。

【提案・要望先】 内閣府

1. 提案・要望内容

小学生への学習等支援の拡充

- 小学生の学習塾および文化・スポーツの習い事等にかかる費用を措置費の対象とした支援の拡充

2. 提案・要望の理由

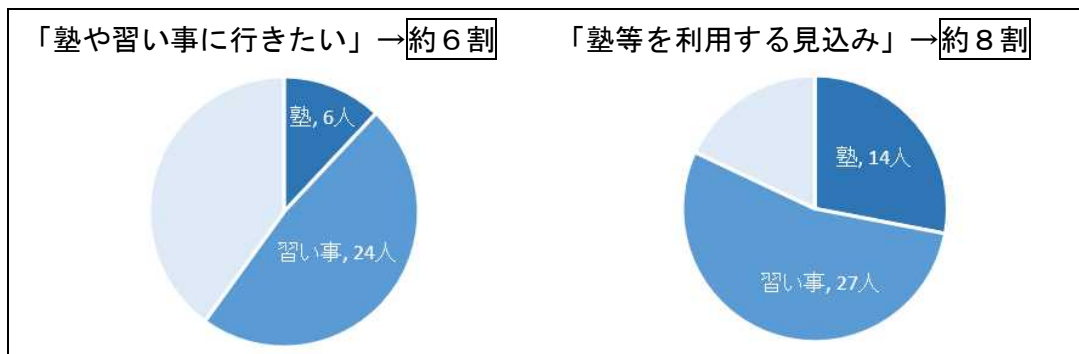
- 児童養護施設や里親などの社会的養護のもとで暮らす子どもたちは、虐待や貧困などの家庭環境により、コミュニケーション力や社会性が乏しかったり、読み書きや計算などの基本的な学習能力・習慣を身に付けていないことが多く、こうした学習の遅れなどが施設等退所後の対人関係や社会的自立を困難にする一因となっている。
- 施設職員は、食事や入浴などの日常の世話から、保護者対応、学校行事への参加や進学・就職相談など業務が多岐にわたり、基礎学力、基礎体力向上等に向けた学習・スポーツ・音楽など専門的な対応が困難となっている。また、措置されている小学生児童の約6割が発達障害等の課題を抱えており、一般家庭とは異なる育ちの環境にあるため、より配慮のある支援が必要となっている。
- 民間の調査では、一般世帯の小学生の約7割は学習塾のほか水泳や音楽などスポーツや文化に関する習い事に通っており、「児童養護施設運営指針」でもこうした活動等について、子どもの希望を尊重し、可能な限り参加を認めるよう示されているものの、措置費など財政的な支援が整っておらず、子どもたちの多様なニーズに対応できていない。

(本県の取組状況と課題)

(1) 施設等の現状と課題

- 令和3年7月「児童養護施設（回答：4/4施設）」および「ファミリーホーム（回答：6/17施設）」に対し、学習支援等に関する調査を実施。
- 小学生措置児童の約6割が塾や習い事に行きたいと言ったことがあると回答。さらに、施設等職員に「塾等の利用を希望すると思われる小学生」の数を聞いたところ、約8割が利用するのではないかと回答があり、改めて子どもたちの多様なニーズに対応できていないことが明らかとなった。

【表1】塾等の利用の意向・見込み（50人中）



※ ここでいう「習い事」は、塾以外の音楽教室やスイミングスクール等、文化・スポーツ等を指す。

【表2】より配慮のある支援を要する児童の状況（50人中）

発達障害の診断を受けている児童数	8人
上記以外の児童で職員等が「発達に課題がある」と感じている児童数	22人
計	30人

(2) 本県の小学生への学習等支援の取組

- このことを踏まえ、令和5年度より小学生（高学年）における塾代、文化・スポーツ等に関する学習等支援事業を創設し、学力の取戻しや自己肯定感の育成等を支援。

【事業名】社会的養護のもとで暮らす子どもたちの学ぶ力サポート事業

支援額：1人あたり 10千円/月

【予算額 5,760千円】

対象：社会的養護のもとで暮らす小学生（4～6年生）

【参考】現行の措置費支給対象額（国）

	学習塾費	部活動費
小学生	なし	なし
中学生	実費相当額	実費相当額
高校生	上限 20,000～25,000円	上限 23,300円(公立)/34,540円(私立)

担当：健康医療福祉部 子ども・青少年局 家庭支援推進室 虐待・非行防止対策係
TEL 077-528-3551